

ネーミングライツ導入に係るサウンディング調査実施要領

令和4年（2022）8月
島根県 出雲市

1. ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、公共施設などに、事業者名や商品名等の愛称を付与するもので、いわゆる「命名権」です。

市は、所有する施設について愛称を募集し、「命名権」の対価として命名権者からネーミングライツ料を得て、対象施設の管理・運営費に充当します。

一方、事業者は、ネーミングライツによって大きな宣伝効果やイメージアップ効果を得られるとともに、地域への貢献ができます。

ネーミングライツは、新たな財源を確保し市民サービスの向上を図るとともに、企業等の地域づくりへの参画を目指すものです。

2. サウンディング調査の目的

出雲市行財政改革第2期実施計画に基づく「新たな財源確保」のため、出雲市の公共施設へのネーミングライツ導入について、事業者と対話しながら、導入の可能性を調査します。また、募集する場合、募集要項作成の参考にします。

3. 参加対象

ネーミングライツに参加意欲のある事業者

※所在地は、市内・市外を問いません。

※個人の方は対象となりません。

4. 申込み方法

以下のいずれかの方法で申し込んでください。

期間：令和4年8月1日（月）～9月15日（木）

【しまね電子申請サービス】

申込みフォームに入力してください。

出雲市ホームページ「出雲市ではネーミングライツについてサウンディング調査を行います。」のリンクから入れます。

https://s-kantan.jp/city-izumo-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=11587

【電子メール】・【ファクス】

調査申込書を下記宛に送ってください。

E-mail gyoukaku@city.izumo.shimane.jp Fax 0853-21-6752

5. 調査方法

日程調整のうえ、事業者ごとに対話での調査を行います。ウェブでの調査を希望される場合は、申込時にお知らせください。

調査日時1週間前までに、事前調査シートを提出してください。

6. 調査内容

(1)意義

事業者がネーミングライツを実施する目的などを教えてください。

(2)希望する施設

事業者がネーミングライツを希望する施設名と、その施設のどこに魅力を感じるか教えてください。複数でも構いません。

(3)適正な契約条件

ネーミングライツ料の水準や、希望される契約期間について教えてください。

(施設の愛称が短期間で変更になると混乱を生じることから、現時点で、契約期間は3年以上を想定しています。)

(4)その他

実施時期や特典の希望等があれば教えてください。

7. 対象施設

サウンディング調査では広く可能性を探るため、出雲市が所有する全施設を対象とします。公共施設の情報は、市のホームページをご確認ください。

市内の公共施設 それぞれの施設のホームページへリンクしています。

トップページ>市民の暮らし>出雲市データ>市内の公共施設

<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/genre/0000000000000/1179796958796/index.html>

公共施設の概要（現状） 各施設の建設年度や設置目的、年間利用者数などのデータを掲載しています。

トップページ>市民の暮らし>市政情報>行財政改革>公共施設の見直しについて

<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1538374421662/index.html>

(参考)

分類	施設名	年間利用者・来館者数（人）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
文化施設	出雲市民会館	80,034	129,284	42,606
スポーツ施設	出雲ドーム	249,526	229,999	113,762
教育施設	出雲科学館	170,207	164,637	85,428

※上記は、LINEによる市民アンケートで、ネーミングライツにふさわしい施設として上位にあがった施設です。

※出雲ドームは「出雲健康公園」の年間利用者数としています。

※令和2年度はコロナウイルス感染症の影響で利用者数が大幅に減少しています。

8. 今後の日程

調査参加申込み期間	令和4年8月1日(月)～9月15日(木)
事前調査シートの提出	申込み完了後～調査日1週間前
調査実施期間	令和4年8月8日(月)～9月30日(金)
サウンディング調査結果の公表	10月(予定)
ネーミングライツの募集開始	サウンディング調査結果により検討

9. 留意事項

- ・市(指定管理者を含む)は積極的に愛称を使用しますが、条例で定める施設の正式名称は変更しません。
- ・サウンディング調査への参加・不参加は、ネーミングライツ導入時の事業者の決定には影響しません。
- ・調査時の双方の発言は調査実施時点で想定されるものであり、将来を縛るものではありません。
- ・調査結果は公表しますが、事業者名等は公表しません。公表にあたっては、事前に公表内容を提案者に確認します。

10. 問い合わせ

出雲市役所(3階) 総務部 行政改革課 事業調整係
住 所 〒693-8530 出雲市今市町70
電 話 0853-21-6265
ファクス 0853-21-6752
メールアドレス gyoukaku@city.izumo.shimane.jp

【事前調査シート】 ※調査日1週間前までに行政改革課まで提出してください。

事業所名 _____

(1)意義

ネーミングライツを実施する目的などを教えてください。

(2)希望する施設

ネーミングライツを希望する施設名と、その施設のどこに魅力を感じるか記入してください。5件まで記入できます。

	施設名	どこに魅力を感じるか。
①		
②		
③		
④		
⑤		

(3)適正な契約条件

上記で挙げた施設について、ネーミングライツ料の水準や、希望される契約期間について記入してください。(施設の愛称が短期間で変更になると混乱を生じることから、現時点で、契約期間は3年以上を想定しています。)

	契約期間 (年)	ネーミングライツ料 (年・税抜き)
①		
②		
③		
④		
⑤		

(4)その他

実施時期や特典の希望等があれば教えてください。

提出方法：電子メール、郵送、持参など